

新法人における職業能力開発業務の運営に関する意思決定について(案)

訓練のユーザーである労働者、使用者の代表による法人の意思決定への参画

運営委員会

- 1 機構は、職業能力開発業務の運営に係る以下の事項について、運営委員会の議を経なければならない
 - ①業務方法書の変更
 - ②中期計画
 - ③年度計画
- 2 理事長の諮問に応じて、重要事項についての意見を述べ、必要と認める事項について理事長に建議することができる。

厚生労働大臣が労使委員について労使団体の推薦を受けた上で、運営委員会の委員(労働者の代表、使用者の代表、学識経験者)を任命

理事長

理事

都道府県ごとの訓練規模、分野等に応じて、予算の配賦等

地域の訓練ニーズを踏まえ、訓練規模、分野等に係る報告・要望の提出

地方運営協議会

都道府県単位ごとに、地域の労使の代表等から地域の訓練ニーズを把握

ポリテクセンター

ポリテクカレッジ

- ①地域の訓練ニーズ、人材ニーズの把握
- ②訓練実施の年度計画の策定
- ③訓練実施状況の評価、検証

以下の者から構成
労働者代表、使用者代表
地方自治体、都道府県労働局、
民間教育訓練機関、学識経験者

参照条文

中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)

(運営委員会の設置及び権限)

第六十七条 機構に、その業務のうち特定業種ごとに行われるもの(以下「特定業種退職金共済業務」という。)の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。

2 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

一 特定業種退職金共済規程の変更

二 業務方法書の変更

三 通則法第三十条第一項に規定する中期計画

四 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第六十八条 運営委員会は、運営委員二十人以内をもつて組織する。

(運営委員)

第六十九条 運営委員は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者(当該共済契約者が法人であるときは、その代表者)及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 運営委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 (略)

独立行政法人通則法(平成17年法律第26号)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～5 (略)

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする

2 (略)

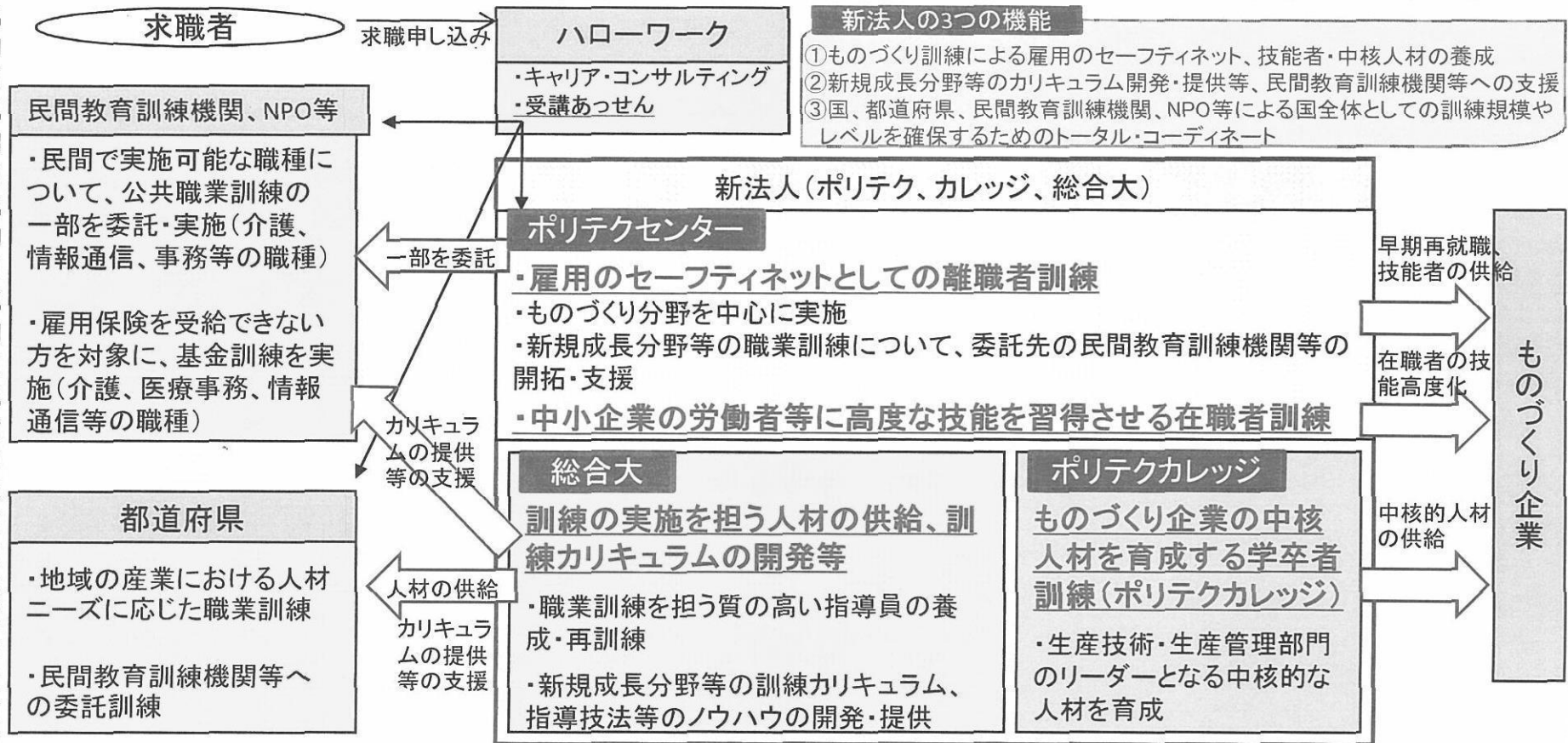
雇用・能力開発機構廃止後の新たな法人における職業訓練の新たな展開

職業能力開発業務の運営への労使の参画により、ニーズを踏まえた効果的な職業訓練を実施

- ・職業訓練のユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表の意見が、職業能力開発業務の運営に的確に反映される仕組みを創設
- ・職業訓練のニーズ等に関する労使の意見を職業能力開発業務の運営(中期計画、年度計画等)に反映

都道府県別の協議会の設置による職業訓練ネットワークの構築

- ・ポリテクセンター等が中心となって、地域の労使団体、都道府県、都道府県労働局(ハローワーク)、民間教育訓練機関の団体等の関係機関のネットワークを構築し、職業訓練や就職支援を連携して実施
- ・訓練分野、規模等について関係者間で調整を図り、地域の訓練ニーズや労働市場の動向に即した職業訓練を実施



※新法人においては、ものづくり訓練の実施のほか、新規成長分野等に係る訓練について、民間教育訓練機関や都道府県に対し、訓練カリキュラムの開発・提供等の支援を強化し、国(新法人)、都道府県、民間教育訓練機関、NPO等による国全体としての訓練規模やレベルを確保